平成２６年（フ）第５５７２号
東京都新宿区高田馬場４丁目17―３―301
債務者　大内貴世子
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５５７５号
東京都新宿区愛住町22―608
債務者　岡田　弘美
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５５８０号
東京都小金井市東町４丁目４―８―106
債務者　水野　浩士
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５５８４号
東京都三鷹市新川５丁目15―27―203
債務者　井上　　純
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５５８６号
東京都板橋区幸町10―４―101
債務者　久東　忠男
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９００号
横浜市中区若葉町３丁目43番地１　セザール伊勢佐木町805号室
債務者　杉田　　清
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５４６９号
東京都板橋区赤塚５丁目12―25　美松荘
債務者　別府　幸男
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５５１９号
東京都大田区田園調布４丁目46―10―202
債務者　踊瀬かおりこと　黄　　慶順
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５５２０号
神奈川県厚木市上依知1443―１―102
債務者　宮井　　保
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５５８２号
東京都調布市多摩川３丁目20―１―３―304
債務者　鈴木　　孝
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０３号
横浜市青葉区すすき野３丁目３番地２　すすき野団地８棟301号
債務者　眞鍋　晴美
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８２号
川崎市宮前区有馬４丁目17―23　一般財団法人聖マリアンナ会東横恵愛病院、住民票上の住所川崎市川崎区大島上町18番５号　ダイキン大島306
債務者　村上　　幸
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第３０４７号
東京都江戸川区上篠崎４丁目19―18―305
破産者　高橋　浩一
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０５２号
神奈川県横浜市金沢区柴町387―６―201
破産者　喜屋武カルロスこと　ソパン　キヤタキ　エディ　カルロス
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０５３号
神奈川県横浜市金沢区柴町387―６―201
破産者　オド　アレマン　ケイコ　マリリン
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０６７号
東京都東村山市富士見町１丁目１―173―404
破産者　大當　順也
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１０１号
東京都足立区足立１丁目35―２
破産者　藤江眞理子
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部